

入会及び退会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県発明協会（以下「本会」という。）定款第7条から第10条までに定める会員の入会、会費及び退会等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会手続)

第2条 本会の正会員又は賛助会員として入会しようとする個人又は団体に対しては、理事会の議を経て会長が別に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の入会申込みに対しては、会長が入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、次条第1項の会費規程で定める会員区分毎に、本会の管理する会員名簿に登録する。

2 前条第1項の入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会の議を経て会長が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会 費)

第4条 会費の金額その他会費の納入に関する事項は、定款第8条の規定により社員総会の議決を得て別に定める会費規程による。

2 会費滞納に対する催告及び懲戒手続については、別に理事会の議決を得て定める細則による。

(退会手続)

第5条 会員は、理事会の議を経て会長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 会員が法令又は定款第9条の定めにより、会員の資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。

3 前項により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて第2条第1項に定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の再入会申込みに対しては、会長が再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後2年間は、再入会を認めないこととする。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成23年3月24日から施行する。
- 3 第2条第1項の規定にかかわらず、社団法人発明協会の定款変更（支部分離）に伴い同協会埼玉県支部所管の会員に対し提出を求めた入会申込書は、同条同項に定める入会申込書とみなすものとする。